

前項の單價に見込んで、更に一割四厘二毛増五二三圓を算出した。この小破坪數の割合は各學校からの被害調査報告書により算出した。
 (4) 大學附屬又は附置の研究図書館等は夫々大學に含む。これにより算出せられた官有被害額の内譯は左の如くである。

區分	被害面積(坪)	被害額(千円)
大學、高等専門學校	三九〇、四三九	一〇三、八〇九
その他	一二、四八〇	六、五一五
合計	四〇二、九一九	一一〇、三二四

(七) 厚生省關係(厚生省大臣官房總務課調)

(1) 病院

各都道府縣に照會して得た「被害面積」に「終戦時坪當建築物平均單價」を乗じ被害額を求めた。

被害件數 七個所(二個所平均定員三〇八病床)

被害面積 一七、二四八坪(二、一五六病床、一病床八坪)

終戦時坪當建築物平均單價 九五九圓

被害額 一六、五四一圓

(2) 療養所

被害額の算出は前(1)項と同方法により行つた。

被害件數 三個所(一ヶ所平均定員三六八病床)

被害面積 八、八三三坪(一、一〇四病床、一病床八坪)

以下厚生省合計

終戦時坪當建築物平均單價 九五九圓

被害額 八、四七〇千圓

數量(坪)

病院 一七、二四八

療養所 八、八三三

合計 二六、〇八〇

被害額(千円)

一六、五四一

八、四七〇

二五、〇一一

(八)

農林省關係(農林省統計調査局總務課經) 所管官有建築物につき「評價基準」により算出した。

區分	數量(坪)	被害額(千円)	建築物のみ被害額(千円)	工作物の被害額(千円)
本省	三、五二五	三、八六〇	二、八九〇	九七〇
林野局	一、一三四	三、二五三	三、二五三	—
農事試験場	八八二	五五	五四	—
林業	二、一四八	三九五	三九五	—
十勝種畜牧場	九九二	七六	七六	—
根釧種畜牧場大業毛支場	一六〇	五五	五五	—
家畜衛生試験場	四二七	四八	四八	—
蠶糸試験場	八五一	一九七	一五三	—
神戸生糸検査所	—	—	—	—
横濱	三〇〇	三一	二七	—

區	分	數	量	被害額(千円)	平米當單額(円)	被害率(%)
東京	營林局	一、八七九		一五二	一五二	
高知	"	一三七		五	五	
前橋	"	一〇八八		一四四	一四四	
畜産試験場		一三四		五	五	
第一水産講習所		六二二		六七	六七	
青森營林局		二二一		一〇〇	一〇〇	
熊本	"	二、九〇一		一八三	一八三	
大阪	"	七三八		一六	一六	
食糧管理局研究所		六、〇六五		一、六四〇	一、六四〇	
食糧管理理局		二四、一九五		九、三六二	九、三六二	
合計				一〇、八〇八	一、四四六	

(九)

商工省關係(商工省調査統計局統計第二課邊)
所管官有建築物につき「評價基準」により算出した。

區	分	數	量	被害額(千円)	平米當單額(円)	被害率(%)
商工	本省	二、四七六		九六八	七六九	一九九
大阪	商工局	一〇四		二四	二四	
福岡	商工局	五九八		五八	五二	
東京	"	七九		八	二	
仙臺	"	三〇六		二九	二二	
特許	標準局	一、一四一		六六二	五八二	八〇
機械	試験所			二六九	二六九	

(八)

運輸省關係(運輸省大臣官房企畫課邊)
鐵道總局關係(運輸省鐵道總局調)

國有財産臺帳價格により種類別の單位當りの價格を算出し、更に物價指數により終戦時の單價を求めこれを被害數量に乗じて被害總額を算出した。

區	分	數	量	被害額(千円)	平米當單額(円)	被害率(%)
地下資源	調査所	一、七四五		一八二	一六六	一六
東京工業	試験所	二、二九四		二二五	一六九	四五
工藝	指導所	三、五七七		一、六三九	一、二六一	三七八
織維工業	試験所	五、九四七		三二二	二七七	九六
九州	出水工場	二、四四四		八四九	八四九	
"	高鍋工場	二、一七八		六三一	六三一	
合計				六、六四一	五、七五五	八八五

區	分	數	量	被害額(千円)	平米當單額(円)	被害率(%)
廳舎		二九〇、八六四	平米	四九、四四七	一七〇	五九
病院	舎	四五、〇三二	"	八、一〇六	一八〇	四
官舎		一八七、八八二	"	三一、九四〇	一七〇	一一
合宿	所	九七、七七九	"	一五、六四五	一六〇	一一
工機	部	一四七、七六二	"	二八、〇七五	一九〇	一一
各區	室	二二四、九四三	"	三三、七四一	一五〇	三三
發變	區	三、九七六	"	八七五	二八〇	三三
用品	庫	五〇、〇二〇	"	五、〇〇二	一〇〇	三三

教習所	四二、〇〇八	六、三〇一	一五〇	四六
雜建物	二〇、八六九	一、八七八	九〇	二四
小計	一、二一、一三五	一八、一〇一〇	一九〇	二六
驛舎	二二三、〇四二	四二、三七八	一九〇	一一
旅客降場	一〇、〇一二	八〇一	八〇	一一
旅客降場	六、四一三	三八五	六〇	一一
貨物降場	二八一、五八四	二八、一五八	一〇〇	一三
ホーム上家	四一ヶ所	七七九	〇〇	一七
給炭水設備	二二三	四、一八六	一八二、〇〇〇	六
機關車庫	九	四五〇	五〇、〇〇〇	三
檢車庫	五三	一、八五五	三五、〇〇〇	六
跨線橋	三	一〇二	三四、〇〇〇	一
地下道	〃	七九、〇九四	〃	〃
小計	⊕二二三、〇四二平米	二六〇、一〇四	〃	〃
合計	⊕一、三三四、一七七	四四四、七二五坪	〃	〃

⊕ 代表のみ

(2) 海運總局關係 (運輸省海運總局調)

各地方に照會し原則として「評價基準」により被害總額を算出した。

官有一般建築物 全部焼失	數量(坪)	被害額(千円)	建物のみ被害額(千円)	工作物の被害額(千円)
七九、一五五	一〇、八〇一	九、二九四	一、五〇七	
七七、〇三二	一〇、三七九	八、八七六	一、五〇三	

一部焼失	數量(坪)	被害額(千円)	建物のみ被害額(千円)	工作物の被害額(千円)
二、一二三	四二二	四一八	四	
八、五五七	一一、二二四			
一、八五〇	一、三七六			
一〇、八一八	一一、九八一			
燈台	一〇七臺	七、〇七一		
霧信號所	一五	二一五		
無線方位信號所	二八	二八三		
氣象觀測所	一九	七〇一		
潮流通航信號所	二	二六六		
航路標識附屬建造物	三、四七六坪	一、三五六		
船舶通信一號所	一	一五		
合計	⊕一〇三、八五六	六六、一八九		

⊕ 判明せるもののみ

(3) 氣象臺關係 (運輸省中央氣象臺調)

測候所、觀測所及出張所につき、原則として「評價基準」により算出した。但木造建物の種類は全部甲種として算定し又建物の小破箇所については箇々の評價困難の爲一括して推定價格を計上した。

建物	數量	被害額(千円)
建造物	二五〇棟	二、〇〇二
工作物	一七四箇	三八二
合計		二、三八四

以上運輸省關係官有建築物、被害總額は左の如くである。

	被害面積(坪)	被害額(千円)
鐵道總局關係 ⊕	(四四四、七二五)	二六〇、一〇四
海運總局關係 ⊕	(一〇三、八五六)	六六、一八九
氣象臺關係		二、三八四
合 計 ⊕	(五四八、五八一)	三三八、六七七
⊕ 判明せるもののみ		

(二) 逓信省關係(逓信省總務局總務課繼)

所管官有建築物につき原則として「評價基準」により算定した。但し建築物の「建築年次」は昭和九年、「耐久年數」は三〇年として算定、工作物は「建築年次」昭和九年耐久年數一五年として算定した。

建 物	數 量	被害額(千円)
工 作 物	一、一〇、七九八坪	四六、七一五
合 計		八、九二三
		五五、六二八

(三) 宮内府關係(宮内府長官官房文書課調)

臺帳價格がないため、宮内省の財産稅申告當時の「財産評價基準」により調査し昭和二〇年八月現在に於ける適正價格に照合して大差なければ、それを計上することとした。尙被害は大破以上を計上し、その他は計上不可能につき其のままとした。

	被害面積(坪)	被害額(千円)
宮 殿	一五、二四二	七六、四三八
廳 舍	三、六七六	六、八〇一
雜 棟	七、六七九	六、〇六八
小 計	二六、五九七	八九、三〇八
學 習 院	三、四五一	三、九二三
“(初等科)	二九九	二九一
女 子 學 習 院	四、四二七	六、三五三
小 計	八、一七七	一〇、五六八
合 計	三四、七七四	九九、八七六

(三) 最高裁判所關係(最高裁判所事務局會計課調)

所管建築物につき「評價基準」により算出した。

區 分	數 量(坪)	被害額(千円)	建物のみの被害額(千円)	工作物被害額(千円)
最高裁判所	一一、八一八	三、七一八	三、四八九	一一二八
東京高等裁判所	一、五六二	四〇一	三五九	四二
名古屋高等裁判所	一、六四八	三四九	三四二	六
大阪	九四六	一四〇	一三八	二
廣 島	一一八	一三	三	二
仙 臺	一一八	一三	三	二
浦和地方裁判所	二六八	一二九	一二七	二

高松地方裁判所	八六五	一四七	一四〇	二六
鹿兒島	一、六八八	二〇五	二〇三	二一
青森	一、六四二	一七二	一五一	二一
岡山	六二四	一六六	一五三	七三
静岡	一、九六七	一〇七	一〇〇	七
神戸	二、〇六〇	四〇、七九九	四〇、七九九	一七
福岡高等裁判所	六二二	一一二	一一	一
千葉	一、一二五	六九	六二	一
福島	三三二	三四	一八	一
甲府	一、一六三	一九九	一九一	一
宮崎	九八二	一一一	九九	一
津	八六	七八	七八	一
岐阜	一、五三九	八八	七四	一
高知	二、八七五	二三八	二〇八	一
徳島	一、七〇一	二一五	二〇四	一
山口	一八二	五二六	四六五	一
富山	一、二二四	一一九	一一七	一
新潟	六六八	一一五	一〇三	一
大分	一、〇五七	一五六	一四九	一
松山	八六一	二二	一一	一
水戸	一、一〇七	二九	二七	一
長崎地方裁判所	一、三四九	一六二	一三三	二

熊本地方裁判所	三六〇	四三	四二	
和歌山	一、〇八九	一三六	一三六	
前橋	一七八	六三	六〇	
広島	二、〇〇一	四六四	三六九	九四
合計	四四、六一一	四九、二四三	四八、五七一	六七二

2. 公有

(一) 各官廳に於て夫々關係公有建築物の被害額を算定した。
 水道關係建築物(戰災復興院計畫局土木課調)
 各都市に照會して得た額を直接計上した。評價は終戦時適正價格によつた。

上水道關係	一九、七〇〇坪	一一、二〇〇千円
下水道關係	九五〇坪	一、三九八千円
計	二〇、六五〇坪	一二、五一八千円

(二) 一般公有建築物(經濟安定本部總裁官房調査課調)
 一般公有建築物とは公有建築物で他項に含まれないものを言ひ左の方法により被害額を算定した。
 (1) 被害面積は戰災復興院及厚生省の調査資料により左に掲ぐる建物種類別にこれを求む。

種類別	内	譯
事務所	公署、指導所、公會堂、勤勞署、質屋、試験所、検査所、奨励館その他これに類するもの	
住宅	住宅、寮、アパート、合宿所、その他これに類するもの	

保安施設	警察署、消防署、派出所、詰所その他これに類するもの
衛生施設	病院、療養所、診療所、保健所、救護所その他これに類するもの
福利施設	託児所、保育所、感化院、養老院、市民館、方面館、宿泊所、授産所その他これに類するもの
處理場	塵芥焼却場、糞尿處理場、火葬場、共同便所、屠殺場その他これに類するもの

(2) 評價は取得年次、取得價格不明の爲次の要領により昭和二〇年八月の價格を評價す。

イ、取得年次は平均して昭和五年に取得したものと推定し經過年數は一五年とす。

ロ、取得價格(坪當平均)は左の如く推定す。

事務所	耐火造	三二〇円
住宅	耐火造	一八五円
保安施設	耐火造	二七〇円
衛生施設	耐火造	一八五円
福利施設	耐火造	二八〇円
處理場	耐火造	二五〇円

木造 一五〇円

ハ、耐久年數は耐火造六〇年木造三〇年とす。
 ニ、耐久年數經過後の殘存價格は三〇%とす。
 ホ、物價指數は日本銀行調査卸賣物價總平均指數(昭和五年を二〇〇とし、昭和二〇年八月二九八・二〇)を使用す。

ヘ、被害額は取得價格を物價指數により終戦時現在價格に換算しこれより經過年數による償却額を差引して評定す。

公有	事務所		住宅	
	耐火造	木造	耐火造	木造
青森		一、六六〇		八二八
岩手		七五二		
宮城	一、四六五	一、一七五		九三
茨城		一、五七一		
栃木		二、八〇八		五二
群馬		一、五七四		
埼玉		一、一〇一		一一五
千葉		一、四七九		
東京	二八、三二五	二六、七六二		九、三四二
神奈川	五三四	二、〇三一		五、三三一
新潟	一、〇四九	五七八		

公有	耐火造	耐火造	北海道	二八
			青森	三三〇
			岩手	二、三七七
			秋田	六八
耐火造	耐火造	耐火造	山形	一五四
			福島	二一三
			茨城	三三〇
			栃木	二、三七七
耐火造	耐火造	耐火造	群馬	二、三七七
			埼玉	六八
			千葉	一五四
			東京	二一三
耐火造	耐火造	耐火造	神奈川	三三〇
			山梨	二、三七七
			長野	六八
			新潟	一五四
耐火造	耐火造	耐火造	富山	二一三
			石川	三三〇
			福井	二、三七七
			岐阜	六八
耐火造	耐火造	耐火造	愛知	一五四
			三重	二一三
			滋賀	三三〇
			京都	二、三七七
耐火造	耐火造	耐火造	大阪	六八
			兵庫	一五四
			奈良	二一三
			和歌山	三三〇
耐火造	耐火造	耐火造	鳥取	二、三七七
			島根	六八
			岡山	一五四
			広島	二一三
耐火造	耐火造	耐火造	山口	三三〇
			徳島	二、三七七
			香川	六八
			愛媛	一五四
耐火造	耐火造	耐火造	高知	二一三
			福岡	三三〇
			佐賀	二、三七七
			長崎	六八
耐火造	耐火造	耐火造	熊本	一五四
			大分	二一三
			宮崎	三三〇
			鹿児島	二、三七七
耐火造	耐火造	耐火造	鹿儿岛	六八
			鹿児島	一五四
			宮崎	二一三
			大分	三三〇
耐火造	耐火造	耐火造	熊本	二、三七七
			大分	六八
			宮崎	一五四
			鹿児島	二一三
耐火造	耐火造	耐火造	鹿儿岛	三三〇
			鹿児島	二、三七七
			宮崎	六八
			大分	一五四
耐火造	耐火造	耐火造	熊本	二一三
			大分	三三〇
			宮崎	二、三七七
			鹿児島	六八
耐火造	耐火造	耐火造	鹿児島	一五四
			宮崎	二一三
			大分	三三〇
			熊本	二、三七七

高知	四六二	八二九	三、三二一
福岡	八一五	一一七	四七四
佐賀	三七六	五五二	一、四八一
長崎	三、七六八	二、五七〇	三、三八八
熊本	三、七六八	四、二八五	一、二〇〇
大分	三、七六八	四、二八五	四九、七三五
宮崎	二、四九四	四、二八五	四九、七三五
鹿児島	三、五五	四、二八五	一、五、九一五
鹿儿岛	三、五五	四、二八五	一、五、九一五
合計	一四、三八二	一、二、七五	一、五、九一五
被害額	九、五六四	七、八八四	一、五、九一五

富山	八二九	一、七三九
石川	一一七	五、一四
山梨	五五二	三、二五
長野	二、五七〇	三、二五
岐阜	四、二八五	一、四〇五
愛知	四、二八五	一、四〇五
三重	四、二八五	一、四〇五
滋賀	四、二八五	一、四〇五
京都	四、二八五	一、四〇五
大阪	四、二八五	一、四〇五
兵庫	四、二八五	一、四〇五
奈良	四、二八五	一、四〇五
和歌山	四、二八五	一、四〇五
鳥取	四、二八五	一、四〇五
島根	四、二八五	一、四〇五
岡山	四、二八五	一、四〇五
広島	四、二八五	一、四〇五
山口	四、二八五	一、四〇五
徳島	四、二八五	一、四〇五
香川	四、二八五	一、四〇五
愛媛	四、二八五	一、四〇五
高知	四、二八五	一、四〇五
福岡	四、二八五	一、四〇五
佐賀	四、二八五	一、四〇五
長崎	四、二八五	一、四〇五
熊本	四、二八五	一、四〇五
大分	四、二八五	一、四〇五
宮崎	四、二八五	一、四〇五
鹿児島	四、二八五	一、四〇五
鹿儿岛	四、二八五	一、四〇五
合計	一、二、七五	一、七三九
被害額	一、二、七五	一、七三九

東 京	神 奈 川	新 潟	富 山	福 井	山 梨	岐 阜	靜 岡	愛 知	三 重	大 阪	兵 庫	奈 良	和 歌 山	鳥 取	岡 山	廣 島	山 口	德 島	香 川	愛 媛	高 知	福 岡		
五、八二二	一、二二二	一、〇九〇	四三〇	三五四	五四五	一六四	七三八	二、一三三	五、三四五	二二〇	七、〇八五	一〇、八三五	五二六	二、五〇〇	一、五二七	九二九	五八	五五	一三七	一、五五〇	六四八			
一、六四〇	八七七	八〇	二一五	五六	五九	五五七	五九	三一九	三八七	三二	四七七	一五二	八三五	一九	一九七	二七五								

四〇

(三)

河川工専用建築物（内務省國土局河川課調）
 各都道府縣及出張所に照會して得た數字を合計して被害總額を求めた。評價は終戦時現在の價格を基礎とし
 た。

長 崎	熊 本	宮 崎	鹿 兒 島	合 計
一、一一四	一、〇七〇	一九〇	一三三	五、八二二
二、五七五	二、五七五	一、五八六	一、五八六	一、五〇八
二八六	一四七	七三	五、一九九	五、一九九
<small>總被害面積 四、七五五坪 總被害額 一、五〇八千 円</small>				

(四)

公立諸學校、圖書館、博物館（文部省調査局統計課纏）
 被害額の評價は官立諸學校の場合と同方法により行つた。

大 學、高等專門學校	中 等 學 校	小 學 校
二五、四一六	四四三、五三二	一、四三三、九一五
一三、二六七	一三三、五二四	七四七、九八二
被害面積(坪)	被害額(千円)	

木 造 被害額(千円) 一、四三八
 コンクリート造 被害額(千円) 一、四五一
 合 計 被害額(千円) 二、〇七五

その他	二四、九二九	一三、〇一三
圖書館	一〇、三九一	五、四二四
博物館	一四六	七六
合計	二、〇六一、四八〇	一、〇七六、〇九二

(五)

海運關係建築物及倉庫等(運輸省海運總局調) 各地方に照會して得た被害數量を終戦時の建築費を基礎とする價格により評價した。

	數量	被害額
建築物	三、一三七坪	三、四五一千円
上屋及倉庫	五七、二五一坪	三四、六七二 "
燈臺	一四臺	五八 "
航路標識附屬營造物	二件	二七〇 "
合計	六〇、三八八坪	三八、四五一 "
⊕判明せるもののみ		

3. 私有建築物

(一) 經濟安定本部關係(經濟安定本部總裁官房調査課調)

(1) 一般私有建築物

一般私有建築物の被害額の算定は左記の要領によつて行つた。

イ、調査範圍

家屋税法適用の建築物について行つたものである。

(註) 適用除外の建築物

- (1) 國、都道府縣、市町村に於て公用に供する家屋
- (2) 神社、寺院、或は教會の用に供する家屋
- (3) 國寶保存法或は史蹟、名勝、天然記念物保存法により國寶或は史蹟若しくは名勝として指定された家屋
- (4) 私立の幼稚園、中等學校、實業學校、高等專門學校、大學並に大藏大臣の指定するその他の私立學校に於て直接に保育或は教育の用に供する家屋
- (5) その他命令を以て指定する公共團體に於て公共の用に供する家屋
- (イ) 都府縣組合、都市或は町村組合、市町村組合、町村組合、市町村内の區
- (ロ) 市町村學校組合、町村學校組合及學區
- (ハ) 水利組合、水利組合聯合會及北海道土功組合
- (ニ) 耕地整理組合、同聯合會、酒造組合、同聯合會、同中央會、酒販組合、同聯合會、同中央會、重要物産同業組合、同聯合會、森林組合、同聯合會、水産組合、同聯合會、外國領海水産組合、同聯合會、水産會、馬匹組合、同聯合會、商工會議所、商工經濟會、商工組合中央會、その他之等の公共團體に準すべきものの事務所の用に供する家屋
- (ホ) 社會事業法による社會事業救護法による救護施設、少年救護法による少年救護院、母子保護法による母子保護施設、醫療保護法による醫療保護事業或は施設若しくは附帯事業及司法保護事業法の用に供する家屋
- (ヘ) 農業倉庫業者の農業倉庫及聯合農業倉庫